

Kuriko National Highway Maintenance Branch Office - news

令和4年10月17日発行 第49号

## 朱草可取り締まりを実施しました

9/27(火)に国道13号中野車両検測所にて特殊車両の取り締まりを行いました。毎年行ってい るもので、今回の取り締まりでは、違反車両はありませんでした。

下表の限度を1つでも超える車両は『<mark>特殊車両通行許可</mark>』が必要です。許可を受けずに又は許可 の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、違反者の名称や違反内容等を公表する 場合があります。インターネット経由の申請も可能ですので、申請が必要な方は忘れずにお願い いたします。(詳細は下記のURLをご参照ください。)

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	<u>走行(連結・積載)状態</u> で <b>12m</b> ※トレーラ等連結車はほとんどが これを <u>超えます。</u>
幅	<u>積載状態</u> で2. 5m
高さ	<u>積載状態</u> で <b>3.8m</b> (一部道路では4.1m)
<b>総重量</b> <u>(車+乗員+荷物)</u>	<u>積載状態</u> で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	<u>積載状態で最大</u> 10t







車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。自動車車検証に 記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

### ~特殊車両のワンポイントQ&A~



Q:特殊な車両を通行させる場合は、なぜ通行許可が必要になるのかな?



A:基準となる限度を超える場合、通行許可が必要となるよ。基準を超えると、安全に通行が できなかったり、道路や橋に負担がかかってしまう場合があるからだよ。

なるほど、道路や橋に負担がかかって損傷してしまうと、大きな事故に繋がる恐れがあ るから、必要な手続きなんだね!



# 栗子管内・維持工事ご紹介



~こんなお仕事やってますVol.2~

### 維持工事インタビューVol.2

前回に引き続き、栗子管内の維持工事作業の一例を紹介します。作業内容について、植栽維持工事の佐藤信現場代理人にインタビューを実施しました。



株式会社植留緑化土木 現場代理人:佐藤信さん

Q: 植栽維持工事の作業内容を教えてください。 また、どんなことに気をつけて作業に取り組んでおりますか?

A: 福島管内植栽維持工事は、主に道路緑地帯の雑草の除草作業や植栽帯や樹木の剪定を行い、道路緑化環境を保持する業務です。作業中は、道路利用者の安全に気を付けながら作業に取り組んでいます。





























## 20 道路愛護団体局長表彰伝達式が行われました

8/24(水)に福島河川国道事務所にて表彰伝達式が行われました。東北地方整備局長表彰を受賞されました≪佐藤工業株式会社≫様へ表彰状が贈られました。





### 栗子峠のライブ画像、気象情報が携帯電話でご覧になれます

/携帯版 http://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/kurinavi/section\_frame.html





東北地方整備局 福島河川国道事務所

### 栗子国道維持出張所

〒992-1331

山形県米沢市板谷字鎌沢529-20 TEL:0238-34-2221 FAX:0238-34-2223

管理区間:国道13号 福島市森合町 ~ 山形県米沢市万世町 延長27.2km 福島西道路 福島市大森 ~ 福島市北矢野目 延長7.7km 栗子道路を末永く使うため に補修しています